

那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例案 [概要]

1 条例の制定目的

国の再生可能エネルギーに関する政策目標の実現に向けて、栃木県内においては、今後、太陽光発電所の建設が増加するものと想定されます。

このため、本町の自然環境や景観、安心安全な生活環境を維持するために、町内における太陽光発電事業の立地に関して指導事項をまとめた条例を制定するものです。

2 条例制定の時期

2019年3月町議会への条例案上程を目指しています。なお、周知期間を要することから、施行日は告示から半年後を想定しています。

3 太陽光発電所立地計画について、抑制区域を指定します。

(抑制区域とは、太陽光発電所の設置にあたり、町長の許可が必要な区域。)

鳥獣保護区、地域森林計画内の森林、国立公園、県立公園、景観形成重点地区などに加えて、町長が特に必要と認める区域です。

※町長が特に必要と認める区域を指定する場合は、相手方に合理的な根拠を示さなければなりません。

[那須町の景観形成重点地区] 景観条例で定められています。

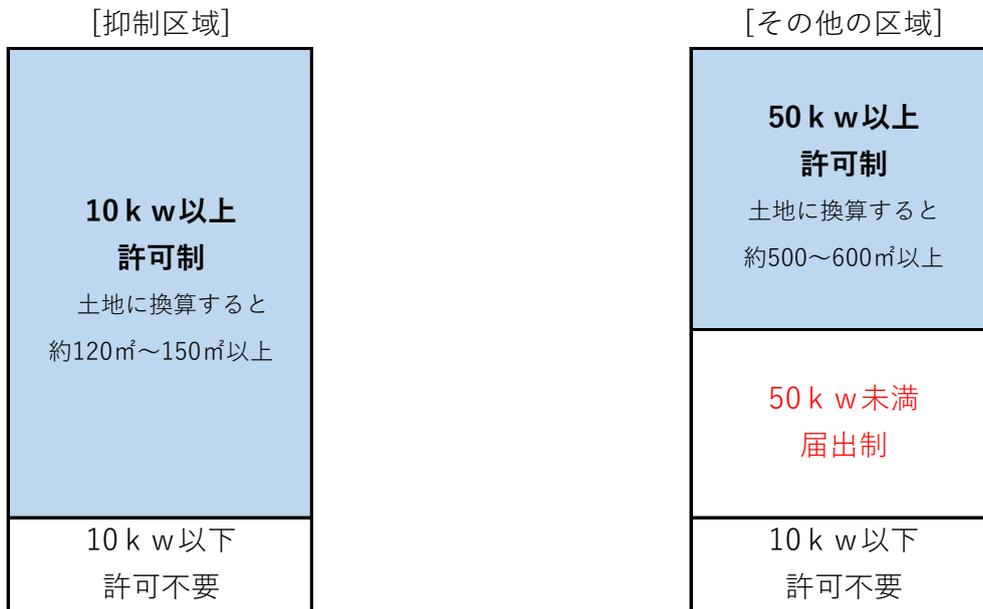
- 国道294号両側500mの範囲
- 県道76号伊王野白河線両側500mの範囲
- 県道349号那須高原スマートIC線の両側500mの範囲
- 県道305号豊原大島線の両側500m範囲
- 県道68号那須西郷線の両側500mの範囲
- 県道30号矢板那須線の両側500mの範囲
- 県道17号那須高原線（那須街道）の両側500mの範囲
- 県道21号線湯本小島線

池田交差点から一軒茶屋交差点までの両側500mの範囲

- 日光国立公園の範囲

黒田原駅周辺の第1種低層住居専用地域も抑制区域に指定します。

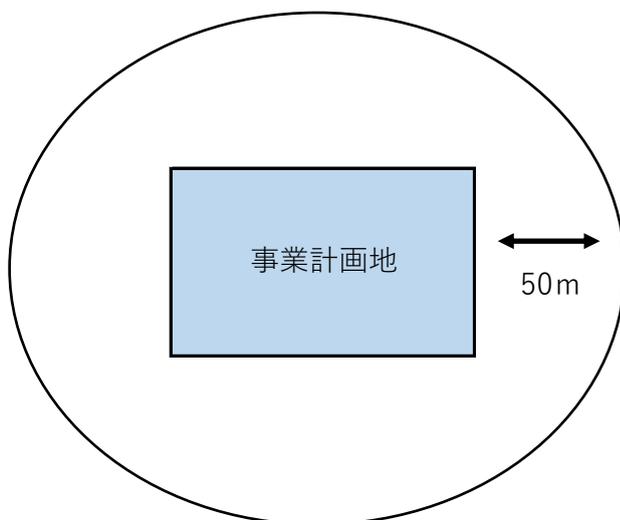
4 許可、届出の概念図



- 1 抑制区域内では10 k w以上が許可制
- 2 抑制区域外では50 k w以上が許可制
- 3 50 k w未満の発電所も届出が必要。土地利用に関する指導を行います。

5 条例の内容

ア 事業者に対し、近隣住民等に事業計画の説明を義務付けます。



[近隣住民等とは・・・]

事業区域の境界から50m以内に居住する
住民、土地、建物の所有者、該当する
自治会

事業区域の境界から50m以内に該当する
別荘分譲地の管理会社または別荘所有者
で組織された会

※明示するのは、県内で那須町のみ。

「50m」の根拠は、建築基準法第48条の
運用における「利害関係者の範囲」から
引用しました。

イ 近隣住民等は、事業者が保有する許可申請書の写しを閲覧することができます。

ウ 緑地や植樹帯などのいわゆる緩衝帯の設置を義務付けます。

事業面積に応じた緩衝帯の最低幅（最低でもこの幅は確保）を設けます。

（都市計画法許可基準から引用）

景観形成重点地区内では、原則として緩衝帯の外周に常緑樹を植栽するよう指導します。

エ ささまざまな法令遵守事項を明示しました。

オ 事業区域の外周は、原則として茶系のフェンスで囲うよう指導します。

カ 事業者が、この条例に従わないときは、勧告、命令、事業者名の公表、経済産業省への通告を行うなどのルールを明示しました。